

だんべえフェスタ

7月12日・13日に中心市街地で

市民の財産「だんべえ踊り」



壱の舞（関東よさこい風雷神祭り）

「だんべえ踊り」を今年七月十二日・十三日に開催します。特に今年には名称を「だんべえフェスタ 踊り三舞」とし、「三つの舞」からなる三部構成で、市民による実行委員会が開催の準備を進めています。前橋の活性化を願う市民の声によって生まれた「だんべえ踊り」。年々愛好者が増え、現在では踊る人だけでなく市民みんなの共有財産となりました。そして「前橋」や「まちづくり」を考える上でのキーワードの一つにもなっています。

だんべえ踊りをさらに普及・振興させ、より発展させる可能性の模索・提案を行います。

また、多くの人にご参加・ご協力いただくことで市民が交流する場をつくり、市民主体による「まちづくり」に寄与することが目的です。あなたも参加してみませんか。

なお、参加方法などは、市役所、商工会議所、各公民館、コムネットQに置いてある参加募集要項をご覧ください。

高知県の「よさこい祭り」を発祥とし、「観る・踊る・創る」との楽しさに重点を置いたグループ独自の自由な発想による踊りの競演です。

日時 7月12日 午後5時 会場 二宮公園（旧二宮跡地）内 問い合わせ 関東よさこい風雷神振興会 223 3891

式の舞（七夕まつりでだんべえ踊り）

テーマは「みんなのだんべえ踊りで立川町大通りを天の川にしよつ」。正調だんべえ踊りに先着（千人）と「七夕」をテーマ

に創作した「だんべえ踊り」先着（千人）の二部門で共演します。初心者向けのだんべえ踊り教室も開催予定です。

日時 7月12日 午前11時 会場 立川町大通り 問い合わせ 企画調整課 890 651

参の舞（ストリート・カルチャー・フェスティバル）

ダンス、大道芸など路上で自己表現をするストリートパフォーマンスの舞。

日時 7月13日 午後1時 会場 二宮公園内 問い合わせ ストリートカルチャー普及委員会 253 522

特殊建築物や設備

7月31日までに報告を

特殊建築物や、これに設置されている建築設備は、所有者または管理者が、建築士などの資格のある人に定期的に調査を依頼し、結果を市へ報告することが建築基準法で義務付けられています。

報告が必要な建築物などは、次のとおりです。七月三十一日までに定期報告書の提出をお願いします。

建築設備

地階が、3階以上の階で、博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場に使っている部分が百平方メートルを超える。または床面積の合計が二千平方メートル以上。

建築物および建築設備

地階が、3階以上の階で、劇場や映画館、演芸場に使っている部分が百平方メートルを超える。

または床面積の合計が二百平方メートル以上。もしくは主階が1階以外にある。

地階が、3階以上の階で、病院や患者の収容施設がある診療所・老人ホーム・児童福祉施設などに使われている部分が百平方メートルを超える。または床面積の合計が三百平方メートル以上。

地階が、3階以上の階で、百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗に使われている部分が百平方メートルを超える。または床面積の合計が五百平方メートル以上。

5階以上の事務所などで、床面積の合計が千平方メートルを超える。問い合わせは建築指導課 890 6753へ。

26日から30日まで実施 解体工事のパトロール

建設リサイクル法が施行されて一年。これを機に法に基づいて届け出を促進するため、五月二十六日から三十日まで、解体工事現場の一斉パトロールを実施します。

なお、建築物の増改築で解体

する建物の面積が八十平方メートルを超えるときは、着工前に必ず市役所7階建築指導課へ建設リサイクル法の届け出をしてください。

問い合わせは建築指導課 890 6754へ。